

福島復興再生基本方針改定（概要）

<経緯>

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、平成29年5月19日に公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、基本方針を改定（平成29年6月30日閣議決定）。
- 併せて「東日本大震災復興加速化のための第6次提言」（平成28年8月24日自由民主党・公明党）及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）等の内容を反映。

<概要>

原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※赤字は平成29年の法改正に伴うもの

各取組の概要

● 避難解除等区域の復興・再生	・ 産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、 福島相双復興推進機構への国職員派遣（官民合同チームの体制強化） 、 帰還環境整備推進法人制度（まちづくり会社の活用）
● 特定復興再生拠点区域復興再生計画	・ 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準）
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・ リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、 いじめの防止のための対策 、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・ 農林水産業や中小企業の復興・再生、 商品の販売等の不振の調査等（風評対策） 、職業指導等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・ 福島イノベーション・コースト構想 、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新エネ社会構想に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・ 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・ 鳥獣被害対策、 地域公共交通網の形成支援等 ・ 国、県及び市町村間の連携等